

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、☆人権教育主任、該当クラス担当教員、スクールカウンセラー等からなる委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。（☆が長）

(2) 職員会議等での情報交換及び共通理解

○月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

○緊急性の高いものについては、朝会（臨時朝会）において共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実 ーいじめを許さない子どもを育てるー

○子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人の良さが発揮され、互いに認め合える学級作りに努める。

○学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続し、規律と活気ある学級集団作りを進める。特に相手を思いやれる正しい言葉遣いができる集団作りを行う。

○「子どもたちの学び合い」「自己決定」「自己存在感」のある授業を行い、授業中における生徒指導を充実させる。

○アンケート（なかよしアンケート）やQUの結果を生かしたり、欠席・遅刻・早退の日数を把握したりすることで児童の実態を十分把握し、学級経営に生かす。

(2) 道徳教育の充実

○いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

○QUの検査結果の考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。

○アンケート（なかよしアンケート）の内容から教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○教育相談の充実を図るために、多面的に児童を理解したり、スクールカウンセラーによる定期的な学級参観を行ったりする。

(4) 児童会活動や異学年活動の充実

○児童会が中心となって、いじめを自分たちの問題として考え、予防と解決に取り組めるように活動を進める。

○異学年活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ネット利用に関する現状把握に努め、情報モラルに対する教育を進める。
- 保護者への啓発活動を PTA と協力して進める。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 児童の様子をよく観察する

休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配ったり、交友関係に変化がないかどうかをよく観察したりする。

(2) 毎月のアンケート（なかよしアンケート）の実施

毎月月末にアンケートを実施する。このアンケートをもとに一人一人の児童と直接面談をして、思いをくみ取る。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、ふれあい教室、教育委員会、子ども育成課、中学校や他の小学校、警察などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、玉村町教育委員会に速やかに報告する。
- 町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。それに基づいて当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。